

# 那須塩原市 指定ごみ袋取扱店の手引き

家庭用 **可燃ごみ用** 30L相当中袋  
事業から出るごみには使用できません

〈Burnable garbage〉 〈可燃焼垃圾〉  
 〈Basura combustible〉 〈Lixo Queimável〉



**那須塩原市**



※ 本市のごみは、処理方法によって、資源物の回収も異なります。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。

このごみ袋を無断で複製すると、法律により罰せられます。

MADE IN JAPAN

家庭用 **不燃ごみ用** 30L相当中袋  
事業から出るごみには使用できません

〈Non-burnable garbage〉 〈不可燃焼垃圾〉  
 〈Basura no combustible〉 〈Lixo não Queimável〉



**那須塩原市**



※ 本市のごみは、処理方法によって、資源物の回収も異なります。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。  
 ※ 燃やさないごみは、燃やさないごみとして回収されます。

このごみ袋を無断で複製すると、法律により罰せられます。

MADE IN JAPAN

令和6(2024)年4月

那須塩原市環境戦略部

サーキュラーエコノミー課

# 1 業 務

那須塩原市では、平成 21（2009）年 4 月 1 日から家庭から出されるごみの有料化を実施しました。

指定ごみ袋取扱店の業務は、有料の指定ごみ袋の交付について、那須塩原市と「那須塩原市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約」（以下「委託契約」という。）を結び、取扱店として指定ごみ袋を交付していただき、その代金を一般廃棄物処理手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）として、納付いただくものです。

趣旨をご理解の上、以下の要件に従い、市民に対し誠実な態度で取扱っていただきますようお願いいたします。

※ この手引きの例は、消費税率を 10% として説明しています。

## 1 指定ごみ袋の交付

取扱店では、ごみ処理手数料と引き換えに「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」用の指定ごみ袋の交付を行っていただきます。

### (1) 指定ごみ袋の種類と価格

指定ごみ袋は、各種類 1 セット（10 枚）単位の交付となり 1 枚ごとの交付はできません。発注の単位は、各種類とも 30 セット入りの 1 箱です。

種別	容量	交付価格（1 枚）	交付単位	発注単位
可燃 ごみ用	大（45ℓ 相当）	50 円	各種類とも 10 枚入りの 1 セ ットとする	各種類とも 1 箱 （30 セット入り） を単位とする
	中（30ℓ 相当）	30 円		
	小（20ℓ 相当）	20 円		
不燃 ごみ用	中（30ℓ 相当）	30 円		
	小（20ℓ 相当）	20 円		
	特小（10ℓ 相当）	10 円		

※ 税込価格であり、消費税及び地方消費税を別途徴収することはできません。

### (2) 指定ごみ袋交付の遵守事項

#### ① 標識の掲示

市から指定を受けたことを証する「那須塩原市指定ごみ袋取扱店」の標識を交付しますので、外から見やすい場所に掲示してください。

#### ② 指定ごみ袋の価格変更の禁止

指定ごみ袋は、商品の販売ではありません。指定ごみ袋の料金は条例で定める「一般廃棄物処理手数料」のため、値引きやばら売り、景品などに利用することはできません。

#### ③ 指定ごみ袋の適正な管理

- ・ 指定ごみ袋の紛失や管理上で生じた破損や汚れによる返品、交換はできません。
- ・ 全種類の指定ごみ袋を常備し、品切れにならないよう十分な在庫を確保するよう努めてください。また、市民からの不良品等の交換に応えられるようにしてください。

## 2 発注及び納品

### (1) 指定ごみ袋の発注方法

指定ごみ袋は、ファックスまたはインターネットにより、市の業務を代行する「那須塩原市指定ごみ袋配送管理等委託業者（以下「配送業者」という。）に発注してください。原則、電話による発注はできません。

ファックスで発注する場合には、市が定めた「那須塩原市指定ごみ袋発注書」により発注してください。

インターネットによる発注には、別途IDとパスワードが必要になります（利用規約に同意することが必要です）。インターネットによる発注を希望する場合は、市にお問い合わせください。

◆ **発注ファックス番号** 0287-63-4408

◆ **問い合わせ電話番号（受発注関係）** 0287-63-4404

### (2) 発注単位

発注は、1箱単位の発注になります。

新規の契約の場合、初回の発注の際は、必ず全ての種類を最低1箱以上発注してください。

種別	容量	交付価格	
		1セット（10枚）	1箱（30セット）
可燃ごみ用	大（450相当）	500円	15,000円
	中（300相当）	300円	9,000円
	小（200相当）	200円	6,000円
不燃ごみ用	中（300相当）	300円	9,000円
	小（200相当）	200円	6,000円
	特小（100相当）	100円	3,000円
合 計			48,000円

### (3) 発注の受付と納品日

発注の受付日	納品日
毎週月曜から金曜日まで 午前9時から午後4時まで	月曜日から金曜日までに受けた発注を 次の週の月曜日から水曜日までに納品します

※ 受付時間外に受信した発注は翌営業日の受付となります。

## 3 ごみ処理手数料の納入と委託料の支払い

指定ごみ袋は、取扱店の買い取り制となります。

### (1) ごみ処理手数料の納入

指定ごみ袋を納品する際に配送業者がお渡しする『那須塩原市ごみ処理手数料納入通知書』により市が指定する金融機関に支払ってください。

納期限は、納品のあった日の翌月末までになります。

納期限を過ぎても支払いがない場合は、次の発注を受け付けません。

(2) 委託料

ごみ処理手数料収納委託料（以下「委託料」という。）を支払います。

委託料は、袋の大きさに関係なく指定ごみ袋の枚数1枚当たり4円（税抜）《4.4円（税込）》です。

『那須塩原市ごみ処理手数料納入通知書』記載の金額は、ごみ処理手数料から取扱店に支払う委託料を差し引いた金額です（繰替払）。

<計算例>

各種別、各容量の指定ごみ袋を1箱（30セット入り）ずつ発注した場合（1セット=10枚入り）

1 発注数

種別	容量	発注単位	交付価格	販売委託料 (消費税10%込)	市への納入額
			A	B	A-B
可燃 ごみ用	大	1箱	15,000円	1,320円	13,680円
	中	1箱	9,000円	1,320円	7,680円
	小	1箱	6,000円	1,320円	4,680円
不燃 ごみ用	中	1箱	9,000円	1,320円	7,680円
	小	1箱	6,000円	1,320円	4,680円
	特小	1箱	3,000円	1,320円	1,680円
合 計		6箱	48,000円	7,920円	40,080円

2 委託料（消費税率10%の例）

- ・1箱の委託料

$$4.4 \text{円} / 1 \text{枚} \times 10 \text{枚} (1 \text{セット}) \times 30 \text{セット} = 1,320 \text{円}$$

- ・今回の発注数が6箱のため

$$1,320 \text{円} \times 6 \text{箱} = \boxed{7,920 \text{円}} \quad \dots \quad \text{取扱店が受け取る委託料（税込）}$$

3 市に納付する金額

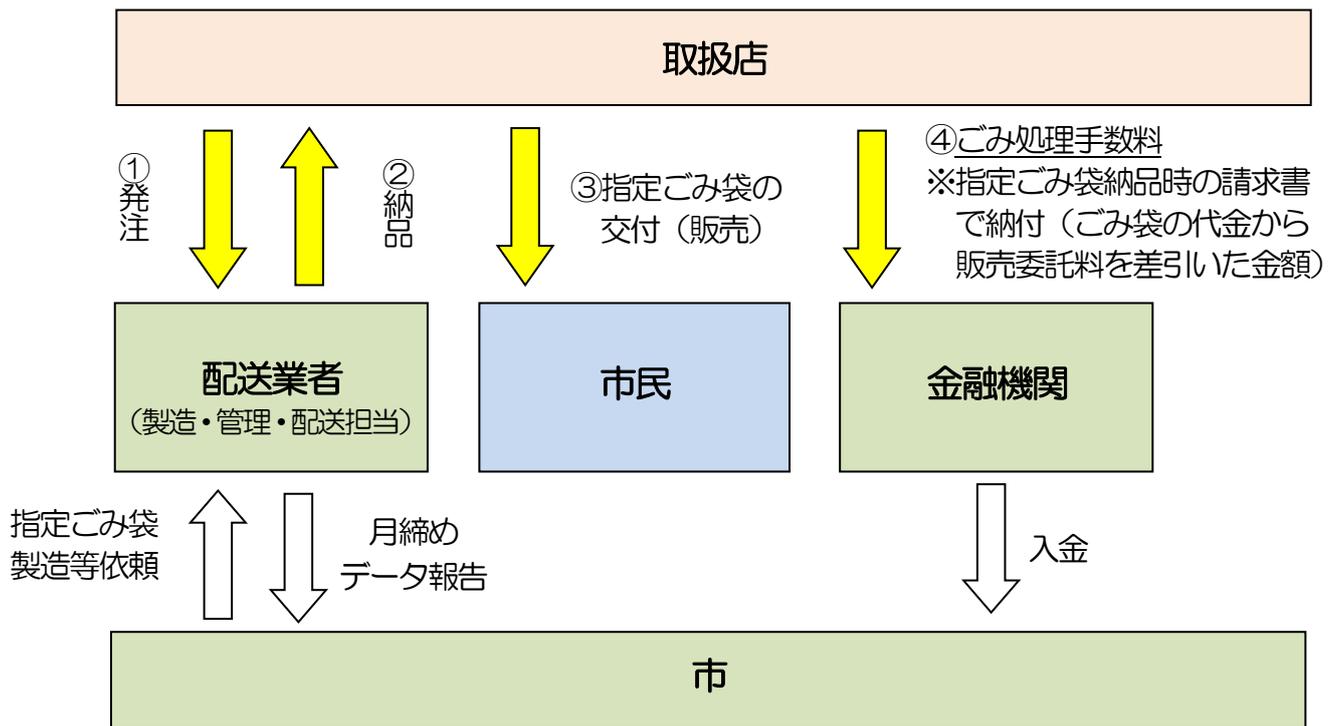
$$48,000 \text{円} - 7,920 \text{円} = \boxed{40,080 \text{円}}$$

■ 納付場所

足利銀行、那須信用組合、福島銀行、那須野農業協同組合、栃木銀行、白河信用金庫、大田原信用金庫、那須塩原市役所本庁・各支所・出張所

■ インボイス制度への対応

令和5（2023）年10月1日から、市が発行する『那須塩原市ごみ処理手数料納入通知書』については、インボイス制度に対応した様式（適格請求書）となっています。



- ① 発注：配送業者にファックスまたはインターネットを利用して発注する
- ② 納品：納品の際に、納品書と納入通知書を受け取る
- ③ 交付：指定ごみ袋を市民に交付する
- ④ 納入：取扱店は、指定された日までにごみ処理手数料を金融機関に納める。  
納める額は交付価格から委託料を差し引いた額とする。未納がある場合、次の発注は不可。

<那須塩原市指定ごみ袋JANコード一覧>

指定ごみ袋種類		JANメーカーコード												
		国コード		商品メーカーコード							商品アイテムコード			CD
可燃用	大	4	5	6	0	3	0	9	5	7	0	0	1	8
可燃用	中	4	5	6	0	3	0	9	5	7	0	0	2	5
可燃用	小	4	5	6	0	3	0	9	5	7	0	0	3	2
不燃用	中	4	5	6	0	3	0	9	5	7	0	0	4	9
不燃用	小	4	5	6	0	3	0	9	5	7	0	0	5	6
不燃用	特小	4	5	6	0	3	0	9	5	7	0	0	6	3

## 2 申請及び契約

指定ごみ袋を納品する場所ごとに指定ごみ袋取扱店の指定をしますので、指定ごみ袋取扱店の申請及び契約は、チェーン店や支店の場合でも、店舗ごとに行う必要があります。

各種申請用紙は、市ホームページからダウンロードが可能です。

[https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/kurashi\\_tetsuzuki/gomi\\_recycle/shinotorikumi\\_keikaku/6968.html](https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/kurashi_tetsuzuki/gomi_recycle/shinotorikumi_keikaku/6968.html)



### 1 指定店申請

#### (1) 必要書類

- ① 指定ごみ袋取扱店指定申請書 1部
- ② 市税納税証明書 1部  
※ 申請日の3か月以内に発行されたもの。  
※ 那須塩原市が発行するもので、市税に未納がない旨が確認できるもの。
- ③ 店舗の位置図 1部  
※ 住宅地図など店舗の位置がわかるもの
- ④ 誓約書 1部

#### (2) 提出場所

- ① 本庁サーキュラーエコノミー課
- ② 西那須野支所
- ③ 塩原支所
- ④ 箒根出張所

#### (3) 資格要件

指定ごみ袋取扱店の指定を受けるには、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）で定める小売業を営む者で、市内に店舗を有するもの又はこれに準ずる者として市長が認めるもの。
- ② 指定ごみ袋の管理、その交付及び公金の処理等を適正に行うことができること。
- ③ 市税を滞納していないこと。
- ④ 暴力団の関係者でないこと。

### 2 契約期間と契約更新

契約期間は、取扱店の契約の日から年度末となる3月31日までとします。

契約期間において、公金の処理、指定ごみ袋の交付、管理等が適正に行われていると判断でき、取扱店から指定店解除の申し出がない場合は、翌年度末まで更新とします。以後、毎年度同様の取り扱いとなります。

更新の際、新たな申請や契約は必要ありませんが、市税納税状況確認のための「市税納税状況確認承諾書」を提出いただく場合があります。

継続の意思がない場合は、廃止届出書を提出してください。

### 3 変更届出書

申請内容に変更が生じる場合は、指定ごみ袋取扱店変更届出書を提出してください。  
指定ごみ袋の配送に支障のないよう、あらかじめ提出願います。

- ※ フランチャイズオーナーの変更、フランチャイズ・直営の切替、事業の譲渡等、  
経営母体に変更となる場合は、新規店舗としての申請及び現店舗の廃止届出が必要  
となります。詳細は、サーキュラーエコノミー課までお問い合わせください。

### 4 廃止届出書

指定ごみ袋の取扱いを廃止する場合は、指定ごみ袋取扱店廃止届出書を廃止しようとする  
予定の日の30日前までに提出してください。

## 3 その他

### 消費税及び地方消費税

- (1) 消費税率の変動があった場合でも、指定ごみ袋の交付価格（税込み手数料）は変更となりません。販売価格については変更しないでください。
  - ※ 指定ごみ袋の交付価格を変更するためには、那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年3月31日条例第213号）の改正が必要となります。指定ごみ袋の交付価格が変更になる場合は、事前に市から各取扱店舗に連絡をさせていただきます。
- (2) 指定ごみ袋を販売したことに対して、市が支払う委託料は、消費税の変動に応じて変更となります（消費税別 4円/枚）。委託料部分については、課税売上として処理をする必要があります。

## 4 Q & A

	質 問	回 答
1	6種類の袋のうち、売れないサイズは返品可能ですか。	指定ごみ袋取扱店では、常時全種類の指定ごみ袋を取り扱っていただきますので、質問のような返品は受け付けません。
2	注文は、電話でもよいですか。	注文は、確実に行うためにファックスまたは、インターネットにより受け付けます。電話での注文は受け付けできません（配送事業者ファックス番号：0287-63-4408）。
3	消費税率が変わると、ごみ袋の販売価格も変わりますか。	消費税率が変更になっても、交付価格（販売価格）の変更はありません。ただし、市が委託している販売委託料は、消費税率が変更になると変わります（6ページ 3その他参照）。
4	売れないサイズの指定ごみ袋は1セット単位での発注は可能ですか。	発注単位は1箱単位（30セット）です。1セット単位での発注はできません。
5	土曜日に品切れになった場合、発注すればすぐに配送してもらえますか。	原則、急な依頼に応じることはできませんので、余裕を持った発注をお願いいたします（金曜日までに発注を受け取ったものが、翌週の月曜日から水曜日までに配送となります）。個別の相談は、配送事業者までお願いいたします（配送事業者電話番号：0287-63-4404）。
6	納品日の指定はできますか。	納品日の指定はできません。翌週の水曜日までの期間の中で配送します。
7	指定ごみ袋を数枚使用した後に、破損が見つかり返品を要求された場合、市で返品用の袋を用意してもらえますか。	使用不能な袋について、市民が交換を求めてきた場合は、新品を開封して、使用不能な枚数分を交換してください。使用不能な袋と開封した残りの袋を市で引き取り、新品をお渡ししますので市に電話連絡願います（市電話番号：0287-62-7301）。
8	同じ月に何回か発注をした場合、その都度納入通知書をもらうのは不便なので、毎月月末でまとめてほしいのですが、可能ですでしょうか。	月単位でまとめた納入通知書の発行はできません。お手数でもお渡しした納入通知書で納付願います。なお、納入期限は納品のあった月の翌月末です。納入期限内であれば指定店の事務処理に合わせ、複数の納入通知書を同じ日に納付いただくことは可能です。
9	本店一括で納付することは可能ですか。	納入通知書は指定ごみ袋取扱店ごとに発行いたしますが、その納入通知書により本店で納付することは可能です。
10	振込手数料はかかるのですか。	指定金融機関からの振込みであれば、公金扱いとなりますので振込手数料はかかりません。ただし、必ず納入通知書により納付願います。
11	納入通知書で払い込むのは面倒なので、口座引き落としはできないのですか。	納付書以外での支払いはできません。お手数でも納入通知書で支払い願います。